

薬生衛発1024第1号  
令和元年10月24日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長  
（ 公 印 省 略 ）

令和元年台風第19号による災害融資に関する証明書等の取扱いについて

株式会社日本政策金融公庫に係る標記につきましては、下記のとおり取り扱うことといたしますので、貴管下の生活衛生関係営業者等への周知についてよろしくお願いいたします。

#### 記

融資申込先の金融機関へ都道府県知事又は都道府県生活衛生営業指導センターが発行する「推せん書」及び生活衛生同業組合が発行する「振興事業に係る資金証明書」（以下「証明書等」という。）の提出に当たっては、申込者等が災害により直接被害を受けたことが明らかであり、かつ貸付時まで証明書等を提出することが困難な場合に限り、貸付後に証明書等を提出することを条件として融資申込ができることとする。なお、罹災証明書を提出することにより、「推せん書」の提出を省略することができることとする。

この場合において各貸付制度に定める貸付条件（貸付利率、貸付期間、貸付限度額等）を適用できるものとする。

なお、生活衛生同業組合が後日、「振興事業に係る資金証明書」を発行する際には、その申込者が事業計画書等の検証により利率の低減を受ける場合は、振興計画に係る事業計画書等を作成させ、組合はその検証を忘れずに行うこと。

また、都道府県知事又は都道府県生活衛生営業指導センターにおいては、罹災証明書が提出されている場合を除き、「推せん書」の発行を、後日忘れずに行うこと。